

高知労働局発表  
平成29年9月13日

高知労働局  
賃金室長 前田悦男  
高知市南金田1-39  
電話 088-885-6024

## 高知県最低賃金の改正について

- ・ 高知県最低賃金 時間額 737円
- ・ 効力発生日 平成29年10月13日

### 1 高知県最低賃金の時間額を平成29年10月13日から737円に改正

高知労働局長（園田 智幸）は、高知地方最低賃金審議会（会長：中川 香代 高知大学教授）の答申に基づき、高知県最低賃金の現行の時間額715円を平成29年10月13日から時間額737円（引上額22円、引上率3.08%）に改正する旨を決定し、本日の官報に公示しました。

### 2 引上げは、平成17年度から13年連続 引上げ額は、昨年度と並んで大幅な引上げ

高知県最低賃金は、平成17年度から13年連続の引上げとなりました。  
引上げ額は、昨年度と並んで大幅な引上げとなる22円となりました。

### 3 高知県最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に適用

- (1) 高知県最低賃金は、産業や職種にかかわらず高知県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- (2) 最低賃金の対象となる賃金には、①臨時に支払われる賃金②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金③時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。
- (3) 「電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」等の特定（産業別）最低賃金が定められている業種・職種で働いている労働者及び使用者については、当該特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最低賃金額	652円	664円	677円	693円	715円	737円
対前年度上昇率	1.09%	1.84%	1.96%	2.36%	3.17%	3.08%
対前年度上昇額	7円	12円	13円	16円	22円	22円